

指定障害福祉サービス事業所
指定障害者支援施設
指定障害児通所支援事業所
指定障害児入所施設

} 管理者 殿

沖縄県子ども生活福祉部
障害福祉課
(公印省略)

沖縄県緊急事態宣言に伴う指定障害福祉サービス事業所等の対応について（通知）

みだしにつきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に全力で取り組むため、新型インフルエンザ等特別措置法第24条第9項に基づき、本日、県独自の沖縄県緊急事態宣言（新型コロナ感染症警戒レベル第3段階（感染流行期））を発出したところです。

それにより、県民の皆様及び飲食店等につきましては、令和2年8月1日から同15日まで様々な自粛が求められております。

一方、指定障害福祉サービス事業所等につきましては、これまでの厚生労働省の通知等を踏まえ、利用者及び職員等の健康管理、感染拡大防止対策の徹底等に引き続き取り組むとともに、下記のとおりご対応いただきますようお願いします。

記

1 サービスの継続及び代替サービスの確保等について

障害福祉サービス等は、利用者やその家族の生活を維持するうえで欠かせないものであることから、引き続き感染防止対策にご留意のうえ、利用者等に対して必要なサービスの提供をお願いします。

また、通所・短期入所サービスの利用者のうち、家庭対応可能な場合などは、当該利用者等の意向を充分にご確認のうえ、利用自粛を求めるとともに、必要な場合には、代替サービス（訪問系サービス）の提供の確保をお願いします。

なお、障害者施設等につきましては、原則、面会の中止をお願いします。

2 人員基準等の臨時的な扱いについて

今回のご対応に係るおもな厚生労働省通知は次のとおりです。

当課や厚生労働省ホームページに掲載されておりますので、ご確認をお願いします。

- 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第7報）（令和2年5月27日事務連絡）
- 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）（令和2年6月19日事務連絡）
- 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第6報）（令和2年6月19日事務連絡）
- 新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（その2）（令和2年6月30日事務連絡）

お問い合わせ先
沖縄県子ども生活福祉部
障害福祉課事業指導支援班
TEL 098-866-2190